

小牧市自殺対策計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領

〔令和6年4月11日〕
〔6小保セ第27号〕

1 趣旨

小牧市自殺対策計画策定支援業務委託について、技術的に最適な者を特定するため、指名型プロポーザル方式を実施することとし、その手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

平成28年度に改定された「自殺対策基本法」に基づき、誰もが「生きることの包括的支援」として必要な支援を受けられるよう、平成29年に閣議決定された「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、「小牧市自殺対策計画」を策定した。計画期間を2019年度から2024年度とし、推進してきたところである。

本業務は、次期自殺対策計画の策定支援を委託するものであり、詳細については、別紙「小牧市自殺対策計画策定支援業務仕様書」による。

3 提案上限額

令和6年度総額 570万円（消費税及び地方消費税を含む）

4 業者選定方法

5者によるプロポーザル方式

5 審査委員会

小牧市自殺対策計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会が実施する。

6 審査委員

- (1) 健康生きがい支え合い推進部次長
- (2) 福祉総務課長
- (3) 学校教育課長
- (4) 子育て世代包括支援センター所長
- (5) 市民安全課長

7 選定日程

全体スケジュール

令和6年4月11日（木） 審査委員会において技術提案書の提出を求める者（以下、「提出要請者」という。）を決定

4月17日（水）	提出要請者への通知
4月24日（水）	質問書の提出期限
4月30日（火）	提出要請者の提出意思確認書の提出期限
5月10日（金）	技術提案書の書類提出期限
5月16日（木）	プレゼンテーション実施及び審査
5月下旬	審査結果の通知
5月下旬	委託事業者との打合せ
～6月上旬	見積徴収及び契約締結

8 提出書類

(1) 提出意思確認書（様式1） 1部

令和6年4月30日（火）午後5時までに、小牧市 健康生きがい支え合い推進部 保健センターに電子メールで提出すること。

提出意思確認書の提出者には、提出意思確認書受領書（様式2）を交付する。
なお、提出期限までに提出がない場合は、辞退されたものとみなす。

(2) 技術提案書（任意様式） 6部（正本5部・副本1部）

※副本については、本市において複写するため、製本しないこと。

A4サイズ15枚以内に、次の内容を記載し、5月10日（金）午後5時までに小牧市 健康生きがい支え合い推進部 保健センターまで郵送または持参により提出すること。

なお、提出意思確認書の提出順によりプレゼンテーションを実施する。

また、提出意思を示したものの、提出期限までに提出がない場合は、辞退されたものとみなす。

1) 会社概要

- ①会社の概要（設立年月日、代表者氏名、役員構成、資本金、従業員数、事業所所在地、事業内容、取得資格等）
- ②本業務を担当する営業所、技術者数、業務支援体制、担当予定者の経歴等
- ③行政における自殺対策計画策定業務の実績（自治体名、実施年度、契約期間、件数等）
- ④過去10年間の本市における自殺対策計画以外の計画策定業務の実績（実施年度、契約期間、策定計画名称、件数等）
- ⑤過去10年間の他市町における自殺対策計画以外の計画策定業務の実績（自治体名、実施年度、契約期間、策定計画名称、件数等）
- ⑥その他特筆すべき事項

2) 技術提案事項

- ・技術提案書は、別紙「小牧市自殺対策計画策定支援業務委託仕様書」を踏

まえて作成すること。

① 実施方針及び工程計画について

- ・別紙「小牧市自殺対策計画策定支援業務委託仕様書」の業務について、実施方針及び業務工程を提案すること。

② 自殺対策計画策定にあたっての基本的な考え方について

- ・昨今の精神保健福祉関連制度や自殺対策に関連した制度等の改正趣旨や本市の自殺対策計画に基づく取組みを踏まえ、これからの自殺対策の推進にふさわしい計画のあり方を提案すること。

③ 計画の進捗管理のあり方について

- ・計画策定にあたり、計画期間の事業の推進と、その進捗管理方法を意識した計画策定について提案すること。

④ 計画の構成に関する提案

- ・効果的かつ効率的に計画を推進するため、貴社が考える計画の構成に関する考え等を提案すること。（章立て等の構成を含む）

⑤ 見積書（見積金額及び積算内訳）（任意様式）

9 業務内容等に係る質疑応答

プロポーザルに関する質問書（様式3）により令和6年4月24日（水）午後5時までに提出（電子メール）すること。口頭による質問の受付や回答は行わない。回答は、全ての提出要請者に対して、文書により随時行う。

10 プレゼンテーション

- (1) 日 時 令和6年5月16日（木）午後1時30分～5時の内、
指定する25分間程度
- (2) 場 所 小牧市保健センター 2階 大会議室
- (3) 出席者 ①出席者は、統括責任者を含む3名以内とする。
②説明は、本業務の担当予定者に行わせることとする。
- (4) 備 考 ①提出意思確認書の受付順により、1者25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）のプレゼンテーションを行う。
②プレゼンテーションは、技術提案書に基づき行うこととする。

11 評価基準

- (1) 下記項目についてプロポーザル審査委員が採点を行い、各プロポーザル審査委員の採点の合計で最高得点の者を契約予定者として特定する。
- (2) 最高得点の者が同点の場合は、それらの者のうち、最低見積金額を提示された者を契約予定者として特定する。

評価項目	評価事項	配点
業務実施体制	① 他自治体での実績	50点

	② 業務フローの実効性及び担当者の経歴等（類似業務の実績）	50点
技術提案内容	① 工程計画の妥当性、実現性	75点
	② 業務の理解度	75点
	③ 当該業務への提案能力、諸提案への問題解決能力	125点
	④ 技術提案の構成の独創性	50点
経 済 性	① 費用と技術提案の整合性	75点
合 計		500点

1.2 費用負担

技術提案書等の作成に係る費用は全て提出要請者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。

1.3 その他

- (1) 提出後の技術提案書の修正又は変更は認めない。
- (2) 提出書類の返却は行わない。
- (3) 提出された技術提案書の書類は、審査を行うために必要な範囲において、複製することがある。
- (4) 本市は、提出された技術提案書の書類について、審査を行う以外に提出要請者に無断で使用しないものとする。
- (5) 提出書類は、小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例第39号）に基づき開示する場合がある。
- (6) 提案内容に虚偽があった場合、又は、提案上限額を超えた場合は提案を無効とする。
- (7) 審査の結果は書面により通知する。
- (8) 本市が書面で通知した内容を超える審査の内容等に関する問い合わせには応じない。また、審査の結果に対する異議は受け付けない。
- (9) 契約予定者の特定後、契約条件等について、本市と契約予定者との間で協議し、予算の範囲内で契約を締結する。契約手続き及び契約書は、小牧市契約規則の定めるところによる。また、提案された内容と実際の契約内容が異なる場合があるので了承すること。なお、協議が不調のときは、次点者と契約締結に向けた交渉を行う。
- (10) 本市は、契約締結後においても、受託者に本提案における不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

1.4 問合せ先 小牧市 健康生きがい支え合い推進部 保健センター

〒485-0044 小牧市常普請1丁目318番地

TEL 0568-75-6471 FAX 0568-75-8545

E-mail hokensen@city.komaki.lg.jp

提出意思確認書

1 業務名 小牧市自殺対策計画策定支援業務委託

2 上記業務について、

令和6年 月 日 () までに提出します。

技術提案書を

提出しません。

年 月 日

(宛先) 小牧市長

提出者

〒住所

商号又は名称

代表者

Ⓜ

連絡先担当者

所 属

氏 名

電 話

F A X

E-mail

年 月 日

様

小牧市長

印

提出意思確認書受領書

このことについて、令和 年 月 日付で提出意思確認書を受領したことを証します。

年 月 日

(宛先) 小牧市長

商号又は名称
代表者

印

プロポーザルに関する質問書

小牧市自殺対策計画策定支援業務委託プロポーザルにかかる、次の項目について質問いたします。

質 問 事 項

注意事項

- 1 項目番号はつけないものとする。
- 2 質問がない場合は、質問書を提出する必要はない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。